

黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書交付申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

住所

下記の炭素電極は、黒鉛化の工程を経て製造したものでないため、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条第1項第1号の証明書の交付を受けたく、黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する黒鉛化の工程を経て製造した炭素電極でない旨の証明書の発給に関する省令第1条の規定に基づき申請します。

記

貨 物 名 :

製 造 業 者 名 :

製造業者の住所 :

輸 出 者 名 :

輸出者の住所 :

輸 入 の 時 期 : 年 月 日

輸 入 港 名 :

輸 入 数 量 : MT 輸入金額 : 円

仕 入 書 番 号 :

証 明 書

番 号

年 月 日

経済産業大臣

印

上記申請に係る炭素電極は黒鉛化の工程を経て製造したものでないことを証明する。